

## 山口県肝炎治療特別促進事業事務取扱要領の改正の概要

### 1 診断書作成医の要件に係る改正

#### (1) 改正理由

山口県では、B型慢性肝疾患の核酸アナログ製剤治療（更新申請）において、手続きの簡素化（患者の負担軽減）を図るため、平成28年5月から、添付書類として診断書に代わり、検査内容及び受けている治療内容が分かる資料の提出でも可能としています。

このため、核酸アナログ製剤の初回治療（新規申請）の段階で、患者の方に対し、より専門的な医師による適切な治療を確保することが重要となっていることから、以下の(2)①のとおり、B型慢性肝疾患の核酸アナログ製剤治療の初回治療に係る診断書作成医の要件を新たに定めます。

なお、これに併せ、C型慢性肝疾患のインターフェロンフリー治療の診断書作成医の要件についても以下の(2)②のとおり改め、一部を除きB型慢性肝疾患の核酸アナログ製剤治療の初回治療と要件を揃えます。

#### (2) 改正内容

##### ① B型慢性肝疾患の核酸アナログ製剤治療

病名	診断書作成医の要件	
	改正前	改正後
<b>【初回治療】</b> ・ B型慢性肝炎 ・ B型代償性肝硬変 ・ B型非代償性肝硬変	(要件なし)	・ 日本肝臓学会肝臓専門医 ・ 山口県が指定する肝炎研修会の受講を修了した日本消化器病学会消化器病専門医

(注意) 更新申請については、従前どおり診断書作成医の要件を設けません。

##### ② C型慢性肝疾患のインターフェロンフリー治療

病名	診断書作成医の要件	
	改正前	改正後
<b>【初回治療及び再治療】</b> ・ C型慢性肝炎 ・ Child-Pugh分類AのC型代償性肝硬変	・ 日本肝臓学会肝臓専門医	・ 日本肝臓学会肝臓専門医 ・ 山口県が指定する肝炎研修会の受講を修了した日本消化器病学会消化器病専門医
	(注意) 再治療の場合、肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医の意見書が必要です。 ※肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医が診断書を作成する場合、意見書は不要です。	
<b>【初回治療】</b> ・ Child-Pugh分類B又はCのC型非代償性肝硬変	・ 日本肝臓学会肝臓専門医	・ 日本肝臓学会肝臓専門医 ・ 山口県が指定する肝炎研修会の受講を修了した日本消化器病学会消化器病専門医

(注意) Child-Pugh分類B又はCのC型非代償性肝硬変【再治療】については、従前どおり診断書作成医を肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医に限定します。

## 2 その他の改正

- (1) 医療給付の申請、転入の届出、再交付申請、変更届、返還届及び償還払いの請求について、重症患者の負担軽減を図るため、代理人への手続き委任を可能とします。
- (2) 治療の委託に係る申出書について、新規に委託契約を締結した際の申出書又は委託契約書の内容に変更が生じたときの様式を新たに定め、事務手続を明確にします。
- (3) 治療費助成の申請書について、インターフェロン治療とインターフェロンフリー治療を別様式にするとともに、診断書に合わせ病名の記載を選択式とする等、記載内容を簡素化します。
- (4) インターフェロン治療（新規）と核酸アナログ製剤治療（新規）の診断書について、様式の簡素化を図るため、別々の様式とします。
- (5) 新規申請の診断書について、治療研究に資するため、陽性結果の欄（ウイルス検査の時期及びその検診の別）を追加します。
- (6) 診断書の診断名（病名）の記載について、厚生労働省通知（肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱いについて）の表記に統一するとともに、治療予定期間に係る記載内容を簡素化します。
- (7) その他、所要の改正を行います。

## 3 施行日

令和元年10月3日から施行します。ただし、1の診断書作成医の要件に係る改正については、令和元年11月1日から施行します。